

大水道と土居町

—堀と土塁で構築された元寇防塁の後ろの博多の第二防衛線—

佐藤 鉄太郎

Daisuido and DoiTown

—The Second defence line of Hakata behind Genko-Borui with Moats and Mounds—

Tetutarou Sato
(2006年11月29日受理)

(一) 大水道について

博多には東は御笠川から、西是那珂川の支流の博多川まで博多の町を東西に横断する大水道があった。江戸時代の博多のほとんどの古地図には大水道が描かれており、また、奥村玉蘭の筑前名所図会には、入定寺と本岳寺の間にある大水道の跡の絵や、鏡天神の北側を流れ、川端町の湊橋の下を流れて、那珂川に注いでいる絵を描いている。筑前名所図会に描かれている大水道は単に溝ではない。水が流れて博多川に注いでいる様子をはっきりと描いている。現在、大水道は、御笠川沿いにある入定寺と本岳寺の間に幅三メートル程の道路として残り、また、博多川に面した場所では最近まで下川端通の商店街の下で博多川に注ぐ下水溝のように残っていた。この地域では福岡市が下川端地区の再開発を行い、大型商業施設の博多リバレインを建設したために、大水道は博多リバレインの敷地の下になってしまった。博多リバレインの博多川に面した側は遊歩道となっているが、その遊歩道の一角に石組でモニュメント風で大水道の跡が残されている。

大水道について、貝原益軒は筑前国続風土記において次のように記している。

今は入海なくなり、其跡のみわつかに残りて、横一間許（ばかり）なる溝、東西に通せり。今是を大水道と號す。今博多の入定寺と本岳寺の間より、港橋迄東西に溝とほれり。今是を大水道という。是袖湊の残れる也。

貝原益軒は筑前国続風土記において、大水道の位置と形状を以上のように記して、大水道は袖湊の入江の跡であると説明している。貝原益軒は博多部と博多の沖の浜との間に袖湊という入江があった。大水道は博多と沖浜との間の入江が埋立られて一体化する以前の地形の名残であり、袖湊の跡であるとしているのである。

貝原益軒のこのような大水道の説明に対して、つまり、貝原益軒が大水道は袖湊の名残であると説明しているのにたいして、佐伯弘次氏は貝原益軒が博多の東北から西北にかけて入海として存在していたと記している袖湊は、歌枕としての地名であり、袖湊は実際には存在しなかった、という説明をされている所為であろうか、貝原益軒の大水道の説明とは違った説明をされている。尚、貝原益軒の袖湊の説明に対する、佐伯弘次氏の袖湊は存在しなかったとする否定は十分な否定にはなっていない。ここでは本筋ではないので省くことにする。

佐伯弘次氏は大水道について、「このような大規模な溝がなぜ作られたのかよくわからない。近世の博多の記録『博多津要録』を見ると、博多の町内に排水の悪い場所があり、溝を新たに掘るという記事が出てくる。この大水道が作られたのもこうした理由によるのかもしれない。」と、大水道は何のための施設かよく

わからないとされつつも、大水道は江戸時代の下水道として建設されたものではなからうか、と述べられている。(1)

また、福岡市教育委員会が下川端地区の再開発事業による博多リバレインの建設にともない大水道の発掘調査を行った。この発掘調査は、平成八年三月新聞紙上に報道された。この発掘調査は、平成十一年「博多68——下川端東地区市街地再開発事業に伴う博多遺跡群第96次調査の概要——」として報告書が発表された。以下、この報告書を報告書 博多68と略記する。(2) 当時の新聞の報道では、大水道は「江戸中期の下水道施設『博多大水道』を確認」等と見出しを付けられ、「博多町人が考えた当時の都市工学の知恵を知る上で貴重な遺構」であるとした報道がなされ、江戸時代中期の下水道施設であると結論付けられて報道されている。佐伯弘次氏のコメントが付けられた報道もある。同氏の新聞に掲載されているコメントの全文は、「江戸時代中期の段階で、町の中心部に造られた大規模な下水道施設は、全国的にもかなり珍しい。博多大水道は博多の地誌や絵図に記載はあるものの、なぞが多かった。大水道に残る遺物から博多町人の生活の跡や、どのように博多の埋め立てが当時、進められたのかを知る貴重な資料になる。」と、以上のようになっている。(3)

その後、発表された先に記した「博多68」の報告書に於いては大水道については、『博多大水道』は石堂川沿いの蓮池町から西町、土居町を経て博多川へ注いでいる幅一間の下水溝である。築造時期は定かでないが、宝永2(1705)年の『筑陽記』には『川端町に織き溝川あり。…石堂川に入る。』とある。ところが元禄1年(1699)年の福岡博多古図には土居町辺りまでしか描かれておらず、この数年間に開削築造を求めることができよう。」と、論じられている。報告書では大水道は下水溝であることを前提とされ、さらに、その築造時期は、江戸時代の元禄十二年以後から宝永二年頃までの数年間に築造されたと、築造時期まで想定されている。

大水道について、佐伯弘次氏や下川端地区の博多リバレインの大水道の遺構を発掘調査した福岡市教育委員会は、大水道は江戸時代に建設された下水道であると考えてしまっている。余計な話であるが、大水道についてのこのような新聞の報道を歴史の専門家でない一般の読者が御覧になったら、報道のとおり、大水道は江戸時代中期の下水道であると信じられてしまわれるであろう。また、新聞紙上に記してあるコメントであるからどこまで佐伯弘次氏の説明の真意を伝えているのか、十分正確であるとは言いがたかもしれないが、佐伯弘次氏が、このコメントにおいても、大水道は江戸時代中期に建設された下水道であり、そして、その江戸時代中期に建設されたとされる大水道はどのような歴史的意義があるかについて、説明されている。大水道についてこのような尤もらしく説明されたコメントを歴史の専門家でない一般の新聞の読者が御覧になったら、大水道とはそういうものであると説明やコメントのとおり信じられてしまうのは当然である。

博多68の報告書の冒頭の「はじめに」の項には「1996(平成8)年2月13日より着手した。ところが調査開始早々にいわゆる『博多大水道』が発見された。…先人の偉業を偲ばせる『博多大水道』の発見は、奈良屋校区まちづくり協議会をはじめとする地元各位やマスコミの関心を高めた。そのために奈良屋小学校や博多中学校の生徒諸君のほか延べ1,000人に達する見学者があった。」と、大水道の発掘が地元の人々をはじめとして人々の関心を集めて延べ千人にもおよぶ見学者があったことをわざわざ特記している。このような特記からも、大水道は江戸時代の下水溝であるとするをいささかも疑わない福岡市教育委員会の発掘当事者が地元の奈良屋小学校、博多中学校の生徒諸君、奈良屋校区町づくり協議会の人々、その他発掘の見学に訪れた人々に、大水道は江戸時代の下水溝であるとする説明を力説されたであろうことが目に浮かぶ。そして、説明を受けた見学者の人々はその説明をそのまま信じてしまわれたであろう。

現在、大水道については貝原益軒の袖湊の名残であるとする見解や佐伯弘次氏の江戸時代中期の下水道であるとする見解や、それと同じ福岡市教育委員会の下川端地区発掘当事者の見解等が見られるが、大水道については博多の研究者も中世史の研究者も積極的に明らかにしようという関心は余りないようである。福岡市の文化財関係者も最近の発掘調査で大水道について触れていることは見かけない。

大水道は現在の研究者が判断しているように江戸時代中期に作られた下水溝であろうか。それとも下水溝と全く別の遺構であろうか。大水道が、本当は、いつごろ、何のために造られた施設であるかについてみてみる。大水道について少し正確にみてみよう。まず、大水道がどこを通過していたかを博多の都市のなかで復原してみる。大水道を描いている史料としては絵図に、三奈木黒田家所蔵の文化九年写と記されている福岡城下町・博多・近隣古図、文政六巳午七月写之 永州と記された博多古図、文化年間(江戸)時代と記している博多古図がある。また、奥村玉蘭の筑前名所図会は蓮池寺町諸凡刹図の絵の入定寺と本覚寺の間と、鏡天神社 網輪天神社の絵に大水道を描いている。



発掘された大水道。

大水道の北側、海側に二列の柱列が見える。この二列の柱列は大水道の前に構えられている乱杭と逆茂木である。大水道が乱杭と逆茂木を構えていたことを証明している初めての貴重な出土である。しかし、発掘を担当した福岡市教育委員会も発掘の指導にあたった有職者も大水道が元寇防塁の後ろに構えられた堀であることに気が付かなかっただけでなく、柱列が乱杭と逆茂木であることにも気が付かず、護岸の杭と結論付けた。博多 68 福岡市埋蔵文化財発掘調査報告書 第605集より。

これらの絵図や筑前名所図会に描かれている大水道はいずれも御笠川から入定寺と本覚寺の間を通り、楊ヶ池の南側を通り、称名寺の北を通り、鏡天神の北を通り博多川に流れているように描かれている。大水道はこれらの四地点ではいずれも同じ位置を通っているように描かれているが、大水道の通っている位置は絵図によっては少し違っている位置もある。これは江戸時代の古絵図は、古絵図によっては絵が正確に描かれずにデフォルメされて描かれたためであろう。江戸時代の古絵図は現在の地図のように正確に描くことが第一義ではなく、技術的な未熟さから絵画的に描いてしまっているためであろう。

大水道の位置が古絵図、筑前名所図会で最も違っているのは綱場天神を通る位置である。福岡城下町・博多・近隣古図では大水道は綱場天神の境内の北側を通っているように描かれているが、文政六年の古絵図や筑前名所図会では綱場天神とその社僧の坊である成就院との間、つまり、綱場天神の南側を通っているように描いていたり、文化年間の博多古図は成就院を描いていないが、大水道は綱場天神の南側を通っているように描いている。以上のように綱場天神の位置の大水道の流路について、文政六年写の博多古図、文化年間写の博多古図、筑前名所図会は、大水道は綱場天神と成就院の間、つまり、綱場天神の南側を通っているように描いているが、福岡城下町・博多・近隣古図は綱場天神の北側を通っているように描いており、大水道の流路は二種類描かれている。大水道のこの二種類の流路はどちらが正しいのであろうか。

筑前国統風土記拾遺は綱輪天神社の項で成就院について説明しているが、「社僧の坊を成就院と云。大水道を隔て南にあり。」と、成就院は綱輪天神社と大水道を隔ててその南側にあると記している。つまり、大水道は綱輪天神の南側を通り、その南側にある成就院との間を通っていると記している。また、筑前国名所図会の絵は正確であり、その筑前国名所図会は大水道を綱輪天神社と成就院の間を通っているように描いている。このような筑前国統風土記拾遺の記事や筑前国名所図会の絵から綱輪天神社の位置の大水道は福岡城下町・博多・近隣古図が描いているように綱輪天神社の位置では綱輪天神社の北側を通っているのではなく、綱輪天神社の南側を通っていたと判断することが妥当であろう。

ただし、古絵図に描かれている大水道は福岡城下町・博多・近隣古図に描かれている大水道の流路が最も正確であろう。この絵図の描き方は全体的にはデフォルメした描き方でなく、正確な描き方であるからである。

それでは福岡城下町・博多・近隣古図をはじめとして古絵図や筑前名所図会に描かれている大水道が博多の町中でどのように通っているかを見てみよう。

①大水道は入定寺と本岳寺の間を真直ぐに西に通っている→②そのまま更に真直ぐに楊ヶ池社の南を西に通っている→③西町の通りと土居町の通りの中間で直角に北側に折れ、それから真直ぐに北に通っている→④綱場町の綱輪天神社の東側に至り、そこで直角に向きを変え、同社と成就院の間を通り、真直ぐに西に通っている。→⑤称名寺の境内の北側に接してそのまま真直ぐ西に通っている。→⑥鏡天神社の境内の北よりの位置を真直ぐに西に通っている→⑦そのまま湊橋の下を通って真直ぐに西に通る、博多川に流れ込んでいる。

大水道は博多の東から西まで以上のような流路をとって博多を横断している。大水道の流路を博多の都市のなかで復原するために、大水道の①から⑦までの流路を現在の博多の町並のなかで確認して、まとめてみると、次のようになる。

ア、①の入定寺と本岳寺は現在も江戸時代のままだに存在している。大水道はその①の入定寺と本岳寺との間から、②楊ヶ池の南側、③の西町の通りと土居町の通りの間で直角に折れて北に向きを変えるまで、一直線に通っている。②の楊ヶ池神社は現在、無くなってしまっているが、昭和の初め頃の地図や戦後の写真にはその跡地の痕跡が残っている。現在の町並にもその痕跡が見られる。現在、明治通りに面した店屋町の博多渡辺ビル上西町公団住宅の前の東よりの位置に、その東側にある丸善福岡支店との境に、路面電車の敷石で作られた楊ヶ池神社跡という石碑が建てられている。これらの建物の後ろは現在、紙与パーキングという駐車場となっているが、この駐車場を中心とした地域が楊ヶ池神社の跡である。大水道は①から、この位置にあった②の楊ヶ池神社の南側を通り、③の位置で直角に折れて北に向きを変えるまで一直線に通っている。イ、大水道は①の入定寺と本岳寺の間におよそ幅三メートル、長さ百メートルほどの一直線の道路として残っているが、アの①から③の北に向きを変えるまでの大水道は入定寺と本岳寺との間の一直線に百メートルほど残っている道路の延長線上にある。

ウ、④綱輪天神の境内の東側で西に向きを変え、そのまま真直ぐに西に、綱輪天神と成就院の間を通る。⑤称名寺の境内の北を通り、⑥鏡天神社の境内の北よりの位置を通り、⑦湊橋の下を通り、博多川に流れ込むまでの④、⑤、⑥、⑦の流路は一直線である。

エ、⑤の称名寺は大正八年東区馬出に移転しているために現在この地域にはない。移転する以前の称名寺の境内はもとの西日本銀行博多支店の敷地で現在、博多座となっている地域を含め、その南側を通っている国道二〇二号の敷地の北寄り部分より北側の地域である。現在の博多座がある位置は称名寺の境内の南寄りの敷地にあたる。⑥の鏡天神社は現在もこの地域に存在しているが、博多リバレインの建設にともない、同施設の北側に移されており、また、現在の位置は江戸時代の絵図に描かれた位置からも移動しているようであり、大水道の流路の位置を明らかにするための参考にはならないようである。しかし、⑦の大水道が博多川に流れ込む出口が、先に触れたように現在、博多リバレインの下の博多川の川沿いに設けられた遊歩道の一角にモニュメントとして残されている。

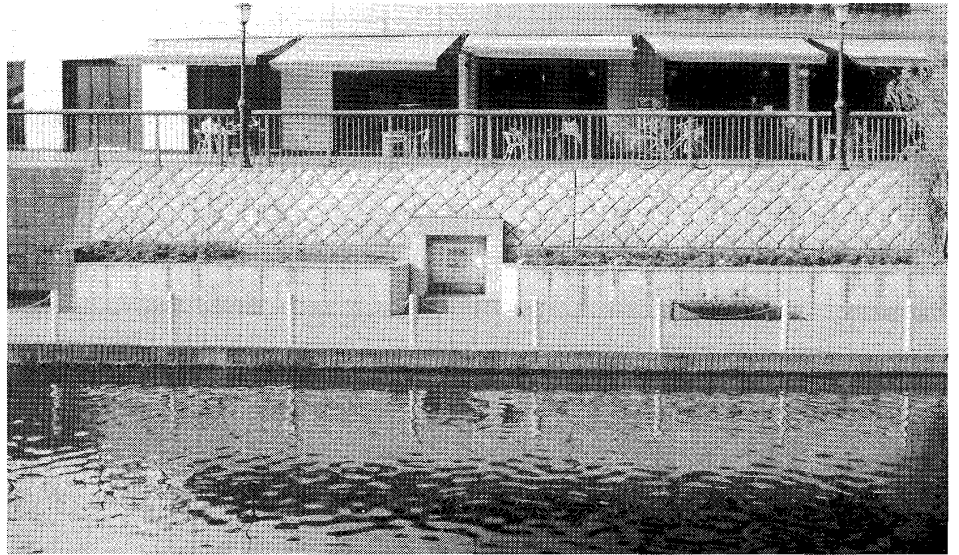
また、⑦について、大水道が博多川に流れ込む出口が写っている写真も存在しており、これらの写真と少



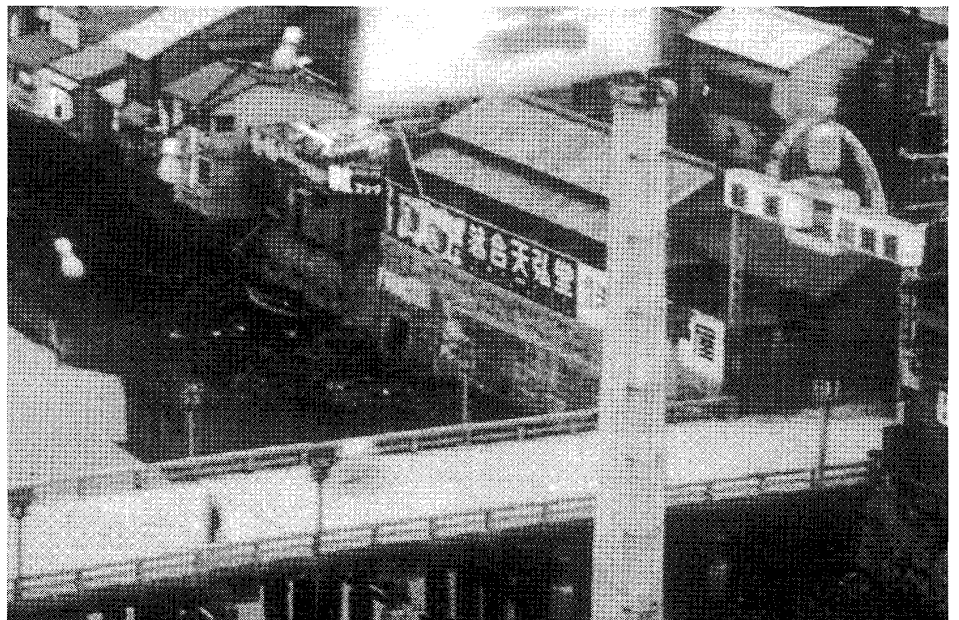
入定寺(左)と本岳寺(右)との間に道路として残っている大水道の現状

し古い住宅地図から、⑦の大水道が博多川に流れ込んでいる位置、つまり、大水道の西端の位置は確認できる。写真は昭和の半ば頃の博多川と下川端町地域が写っている写真であるが、その中に大水道が写っている。写真の博多川にかかっている右下の橋は下川端町と中州をむすんでいる寿橋であるが、寿橋の少し北側に大水道が写っている。博多川は大変汚れた状態で、博多川に流れ込んでいる大水道もまるで下水溝の出口のようである。大水道は江戸時代の下水溝であると考えられた人々は、このような大水道の有様を見て下水道であると早合点されたのかとも思う。大水道の上に建物があり、その建物にはメガネ屋の看板がある。当時、寿橋の北側にメガネ屋の支店があった。その寿橋の北側のメガネ屋の下に大水道が通っている。寿橋の北側のメガネ屋は少し古い住宅地図に記載されており、寿橋のたもとにあったメガネ屋の建物と大水道の位置関係を写している写真から大水道の西端の位置は確認できる。つまり、⑦の位置は確認できる。

オ、次に⑦の位置まで西側に延びている④の大水道の東端はどこであるかについて見てみよう。東端は④大水道は綱輪天神の東側で西に向かい、綱輪天神と成就院の間を通っているから、その間を東に伸ばしてそれが綱輪天神の境内の最も東側となる地点である。綱輪天神社は綱敷天満宮として綱場町に現存している。綱敷天満宮は昭和二十年の太平洋戦争の戦災に遭ったが、再建されている。現在、天満宮は南向きとなっているが、戦前は西向きであり、土居町の通りに面していた。向きが変わっただけでなく、境内は戦前と比べるとかなり狭くなっている。綱輪天神社の境内の北側はほぼ当時のままのようである。とりあえず西側と東側だけについて見てみると、西側と東側は戦前よりかなり狭くなっている。現在は戦前に比べると四十メートルほど狭くなっているようである。土居町の道路の拡張分を含めるとおおよそ五十メートル近くも狭くなっているようである。境内の東側部分も同様に三十メートルほど狭くなっているようである。綱輪天神社の境内のもともとのあり方を以上のようにみても、④の大水道が南から西に向きを変える綱輪天神社の境内の東側は、現在の綱敷天満宮の境内の前の通りを、現在の境内の東端から更に東に三十メートルほどの地点となる。カ、それでは③の東から通ってきた大水道が西町の通りと土居町の通りの間で直角に折れて向きを変えて、北に通る地点はどこであろうか。③の地点は、先に明らかにした④の位置で④、⑥、⑦を結んだ大水道の線に垂直に南に伸ばした線が①、②、③を結んだ線、つまり、①、②を通る大水道と交わる地点である。この



大水道の現状



昭和30年代の博多川に流れ込む大水道。

筑前国の御家人達が元寇防塁の後ろに掘った堀も、この状態では誰からも下水と誤解されたのもやむをえないか。

目で見ると福岡市の100年 郷土出版社 125頁 より

目で見ると福岡市の100年 郷土出版社 125頁 より

目で見ると福岡市の100年 郷土出版社 125頁 より

地点は現在、土居町の地番の六番の、土居町郵便局の東側の裏より少し東の地点である。

以上、大水道の位置を明らかにすることができる①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の位置を現在の博多の町並の中に確認し、博多の町並の中に大水道の位置を復原することが出来た。大水道を現在の博多の地図上に復原してみよう。

聖福寺の総門、山門、仏殿、法堂を結ぶ線は鎌倉時代のままであるとされている。この聖福寺の伽藍の基軸線は、豊臣秀吉が博多を復興した時の町割の線と17度のズレがある。聖福寺の伽藍の基軸線と、その周辺の旧寺中町、普賢堂、魚町、中小路等の町の町並の線は一致し、聖福寺とこれらの町並が鎌倉時代のままの遺構であることを物語っているのである。そして、これらの町並と豊臣秀吉が復興した博多の町並とは17度のズレがあるのである。江戸時代や、現在の博多の町並は豊臣秀吉が復興した時の町並である。

大水道を博多の地図上で復原してみると、

1. 入定寺と本岳寺の間を通り、西町と土居町の間まで一直線に通っている大水道は聖福寺の伽藍の基軸線から正確に北に三町の位置にあり、この基軸線と正確に平行して通っている。
2. 綱輪天神社の境内の東北の角から、称名寺の北を通り、現在の寿橋の北で博多川に流れ込んでいる大水道は聖福寺の伽藍の基軸線から正確に北に四町半の位置にあり、この基軸線と正確に平行して通っている。
3. 従って当然のことであるが、入定寺と本岳寺の間を通り、西町と土居町の間まで一直線に通っている大水道と、称名寺の北を通り、現在の寿橋の北で博多川に流れ込んでいる大水道は正確に一町半の間隔で平行して通っている。
4. 大水道が西町と土居町の間で方向を北に変えて通り、更にまた、西に方向を変える綱輪天神社の東側の位置は、聖福寺の総門を通り聖福寺の伽藍の基軸線と直交する線から二町半の位置にある。西町と土居町の間で北に方向を変え、綱輪天神社の境内の東側まで北に通っている大水道は、聖福寺の伽藍の基軸線に総門を通過して直交する線と正確に二町半の間隔で平行して通っている。

驚くべきことに、以上の1. 2. 3. 4から分かるように、大水道は聖福寺の伽藍の基軸線と、聖福寺の総門を通り、聖福寺の伽藍の基軸線に直交する線に半町を単位とした正確な間隔で平行しながら通っているのである。

鎌倉時代に創建された聖福寺の伽藍の基軸線と豊臣秀吉が復興した博多の町並の線とは十七度のズレがあることは先に触れた。聖福寺の伽藍の基軸線にもとづく町並は聖福寺の周辺の寺中町、普賢堂などであり、豊臣秀吉が復興した博多の町並より古い町並であり、町並の線は聖福寺の伽藍の基軸線に平行している。これらの町並にたいして、江戸時代の町並の線や現在の町並の線は豊臣秀吉が復興した町並にもとづき、十七度のズレがある。大水道の東西に通っている部分は聖福寺の伽藍の基軸線に正確に平行し、また、その基軸線から正確に北に三町の位置と、四町半の位置にある。大水道の南北に通っている部分は聖福寺の伽藍の基軸線に聖福寺の総門を通過して直交する線に正確に平行し、また、総門を通過して直交する線から正確に西に二町半の位置にある。

大水道は以上のような在り方をしており、大水道は明らかに豊臣秀吉が博多の復興以後の町並の線とは違っている。大水道は豊臣秀吉の博多の復興より古い施設である。豊臣秀吉が博多の町を復興した以後の施設であるとか、また、江戸時代の施設ではない。始めに触れたように、佐伯弘次氏は、大水道は江戸時代の下水道であるとし、下川端地区の再開発による博多リバレインの建設にともない、大水道の発掘調査をおこなった福岡市教育委員会も、大水道は江戸時代中期の下水溝であると発表した。大水道が江戸時代の下水道などの施設であるとしたら、大水道のあり方は豊臣秀吉が復興した町並の線、江戸時代の町並の線と同じでなければならない。しかし、大水道のあり方はそうはなっていないのである。従って、大水道が江戸時代の下水道であるとする佐伯弘治氏や福岡市教育委員会の大水道についての見解は明らかに誤りであることがお分かり頂けるであろう。また、貝原益軒は筑前国続風土記において、大水道は入江であった袖湊の名残であると述べているが、大水道はそのあり方から正確に設計された構造の施設であることは明らかであり、入江が埋め立てられていったために年代を経て入江の跡の一部が自然の溝として残った水路であるというような代物ではない。貝原益軒の説明も明らかに間違いである。

大水道は江戸時代の絵図や、奥村玉蘭の筑前名所図会に描かれた絵からして単なる溝ではない。明らかに水が流れている幅のある水路である。それでは大水道はいつ頃造られた水路であろうか。

聖福寺の伽藍の基軸線は鎌倉時代のままであるとされる。大水道が聖福寺の伽藍の基軸線に正確に平行し、また、伽藍の基軸線から正確に北に三町と四町半の位置や、聖福寺の伽藍の基軸線と総門を通り直交する線

に正確に平行し、総門から正確に西に二町半の位置にあることから、大水道は鎌倉時代の聖福寺と同じ時期に存在していた施設であるということがいえるであろう。大水道が造られた時期が鎌倉時代の聖福寺の伽藍と別の時期であったとしたら、大水道の位置が聖福寺の伽藍の基軸線や、それと総門を通過して直交する線と正確に連関するはずがないであろう。つまり、大水道は既に鎌倉時代には存在していたために、鎌倉時代に創建された聖福寺の伽藍の基軸線やそれと総門を通過して直交する線と同じ基準線で造られた施設となっているのである。以上のように大水道は鎌倉時代に造られた水路である。

それでは大水道は何のための水路であろうか。先年、博多区の旧奈良屋小学校の跡地に建設中の博多小学校の敷地の南端から鎌倉幕府が文永の役後に博多湾岸に構築した石築地が発掘された。この石築地の位置と聖福寺の伽藍の基軸線との距離は六町の間隔であり、大水道と聖福寺の伽藍の基軸線との間隔は三町である。従って、石築地と大水道との間隔も三町である。石築地から南に三町の位置に大水道、それから更に南に三町の位置に聖福寺の伽藍の基軸線というような在り方となっているのである。このような石築地と大水道の位置関係から、大水道が石築地に関係して構築されていることが窺えるであろう。

そして、大水道は石築地から三町南に聖福寺の伽藍の基軸線に平行して構築されている水路である。博多小学校の敷地から発掘された石築地は極めて一部である。しかし、石築地がその延長線に築かれていたことは間違いない。その三町南に、即ち、内陸部に博多の東端から西端まで博多を横断する形で水路は築かれているのである。

以上の石築地と大水道との関係をみてくると大水道は石築地の後に築かれた堀であり、石築地の後ろに構築された防衛線の堀であったと考えることができるであろう。

文永の役で元軍が攻撃の目標としたのは博多と大宰府であった。元軍は目標もなく博多湾岸に上陸したのではない。正確に博多、次に大宰府と攻撃の目標をもって上陸したのである。そのような元軍の襲来に対して鎌倉幕府も元軍の攻撃の意図を十分に踏えて迎え撃っているのである。

文永の役に於いて上陸後、元軍は博多を眼下に臨むあかさかを占領し博多を攻略しようとした。それに対して九州の御家人達は博多の沖の浜に集結した。元軍が博多を占領するのを防ぐために、九州の御家人達は博多の沖の浜に集結して元軍と対峙したのである。九州の御家人達も元軍の攻撃目標が博多であり、次いで大宰府であることを十分に察知していた。そのために九州の御家人達は博多の沖の浜に集結して元軍を迎え撃ったのである。

文永の役が終ると、元軍の再来襲に備えて、鎌倉幕府は博多の前浜、袖浜、即ち、沖の浜の海岸部に石築地を構築した。しかし、元軍の攻撃の目標の一つが博多であることを察知していた幕府はそれだけで十分とは決して考えていなかった筈である。石築地が元軍に突破された時の第二陣を当然考えて、それに対する対策を立てていた筈であり、それが博多の先端の崖の前に掘られた堀であり、後の大水道と呼ばれた堀である。

また、博多68の報告書によれば、大水道の発掘に伴って、大水道の前面から二列の柱列が発掘された。一列目の柱列は大水道から四メートル程前面にあり、二十メートルの長さでは二十五本の杭が打たれていた。つまり、杭は半間間隔で打たれていた。更にそれから四メートル～六メートルの前面に竹や角材の柱列があった。この柱列は竹材や枝材を横木として柵(しがらみ)が編まれていた。これら二列の柱列は護岸の杭列であると発表された。一見これらの柱列は護岸の杭列のように見える。これらの柱列が護岸の杭列であると判断されたのは、大水道は筑前国続風土記以来、袖の湊の名残の湿地の跡であるという前提から考察されているために、湿地の埋め立て、つまり、護岸工事が行われているはず、という発想が生じているのであろう。しかし、大水道は博多の前面を守るために構築された堀であることを明らかにしたことから、大水道という堀の直前に護岸があるはずがないであろう。杭列はその堀の前面四メートルの位置にアトランダムではなく、半間間隔で打たれている。また、大水道に平行して打たれている。報告書のように杭が護岸のために打たれているのであれば、柱列は大水道に平行せず、前面の地形に沿った線で打たれていなければならない。しかし、杭列は大水道に平行して打たれていることから、杭列は明らかに大水道に伴う構築物である。柱列が大水道に伴う構築物であるとすると、柱列は大水道の前に構えられた乱杭以外に考えられないであろう。従ってまた、その前面に竹材や枝材の横木を通して柵を編んでいる柱列は、護岸の柵ではなく、逆茂木であろう。つまり、これらの二列の柱列は大水道という堀の前面に構えられた乱杭と逆茂木であろう。堀と土塁に乱杭と逆茂木は付き物である。元軍の襲来に備えて乱杭を構えたり、修理をしている史料はいくつかある。後でいくつかを見てみるが、大水道という堀に伴って、乱杭、逆茂木が構えられていたことと、乱杭、逆茂木が初めて出土したという極めて貴重な発見であった。しかし、福岡市教育委員会の発掘当時者も、その発掘に

指導と助言を行ったという人々の誰もがそれが貴重な乱杭、逆茂木であると気が付かずに護岸の杭と柵であると結論付けてしまった。

大水道は博多の最も先端部の位置に在る。ちょうど博多部の陸地が沖の浜との境に向かって傾斜して下がって行く坂の先端の下部の位置にある。この位置から海と反対の聖福寺の方を臨むと、目の前は高さ二メートル以上の崖となっているような地形となっており、海岸の石築地を突破して博多に攻め込んでくる部隊を迎え撃つには最も効果的な軍事的な位置にあるのである。

後世、この堀の目的は忘れられてしまい、その遺構だけが残って、貝原益軒は筑前國續風土記を著すにあたって、その堀、つまり、大水道について適当な説明をしたのであろう。別稿の房州堀についての項で見たように博多の南側の防備のために鎮西探題が築造した堀を、戦国時代に大友氏の家臣臼杵安房守鑑賡が掘ったと説明したと同じようにである。

(二) 土居町（御土居町）の地名と大水道が語る防衛線

次に東から通ってきた大水道が向きを変えて北に通る西側に、また、西に通る南側の地域に土居町がある。この土居町の地名について、博多の郷土史家の小田部博美氏は「袖湊の入江の岸辺であり、そこに波除けの土手を築いていたことに由来する」⁽⁴⁾、とされている。また、博多、福岡の地名の考証をされている井上精三氏は「町名の由来は、むかし、このあたりは袖の湊の岸辺で、波よけの土手があったので土居町となった、と伝えられている。」⁽⁵⁾などと述べられている。角川書店の日本地名大辞典40 福岡県916頁はどいまちかみ 土居町上の項で「町名は、周辺が袖の湊の岸辺で土手があったことに由来するという。」と、⁽⁶⁾小田部博美氏や井上精三氏の説明をそのまま引用している。平凡社の日本歴史地名体系41 福岡県の地名は土居町の地名の由来については全く記していない。⁽⁷⁾ 勿論、土居町の地名が袖湊の岸辺の土手に由来するというような話は附会（こじつけ）にすぎない。

土居町に関する地名はいつ頃から見られるであろうか。相良正任が山口の大名大内政弘に従って博多に滞在した時の記録に正任記がある。⁽⁸⁾ その正任記の文明十年（一四七八）十月三日の項に

一仁保新左衛門尉弘名頼事、自一昨日朔至今日三ケ日、於土居道場称名寺門前被掛了、

則於当寺可孝養之由、御懇被仰付、千疋被遣了、守護代奉行、

と、称名寺を「土居道場称名寺」と、土居道場と記している。これは称名寺が土居の傍らにあったために土居道場と称したのである。従って、土居という地名は既に文明十年には存在していたことを物語っている。正任記が土居道場のことを記しているのは文明十年のことであるが、年代は特定できないが、それより以前にも称名寺・土居道場について次のような史料がある。

此一帖或人以相傳之本書寫者也、愚身所持之抄物等皆以此卿自筆也、雖然於鎮西安樂寺社頭紛失之間、先書留也、彼本等安樂寺宮師律師如申者尋出云々、路次静謐之時分可召上、若愚老存命中不到來者、子孫之中數寄之輩可傳取、仍後鑑如此申置者也、

此内二帖預置他所之間、今所持也、

応永九年八月 日

了俊（花押）

九州にてしぜんと御尋有べきために、此草子を土居之道場二進者也、

珠阿（花押）

多々良（花押）⁽⁹⁾

今川了俊は安樂寺の社頭で和歌の抄物等を紛失したが、後日、それらは安樂寺の宮師律師が尋ね出したということなので、それについて、これらの抄物は世の中が静謐になった頃に取り戻して欲しい。もし、了俊が存命中に届かなかったら子孫の中で和歌に心得のある人が伝え受け取ってくれ。後の証明のために、その目録とこのことを書き置くと、今川了俊は応永九年（一四〇二）八月に書き記している。

そして、この今川了俊自筆の抄物は九州で捜しやすいうように珠阿と多々良が「土居之道場」に進めておいたことが記されている。珠阿は称名寺の僧であろう。多々良は大内教弘である。大内教弘は盛見の子であり、先の史料の政弘は教弘の嫡子である。教弘が博多の支配権を握っていた時期は応永九年より少し後になり、

文明十年より以前の十五世紀の半ばである。つまり、十五世紀の半ばには、称名寺は「土居之道場」と呼ばれていたことがわかる。そして、このことから室町時代の十五世紀の半ばには土居は存在していたことがわかる。その外、もう少し新しい時期では、天文四年（一五三五）七月九日付の大内氏奉行人の奉書に称名寺のことを「博多津土居道場」と記している。⁽¹⁰⁾

尚、平凡社の日本歴史地名大系四十一 福岡県の地名は土居町の項に於いては先の二例については触れていない。⁽¹¹⁾ 先の二例より後の時期の、文明十四年の山田聖栄自記に島津氏久が将軍方として宮方と合戦、負傷し、博多之出井道場において療養したと記している記事のみを例示している。博多の出井道場は土井道場、つまり、土居道場、称名寺のことである。また、角川書店の角川日本地名大辞典四十 福岡県も土居の名称として正任記が記している土居道場については触れていない。⁽¹²⁾

室町時代の応永九年より少し後や、文明十年の史料に称名寺のことを土居之道場、土居道場と記していることから、称名寺あたりに既にこの時期に土居という地名があったことがわかる。また、土居という地名があった、土居という地名が成立したということは、その地名が成立するための施設がそれ以前に既に存在していなければならない。従って、土居という地名の由来となった土居、土塁の存在は室町時代の応永九年よりかなり以前に遡り、十四世紀以前の施設であることを物語っている。

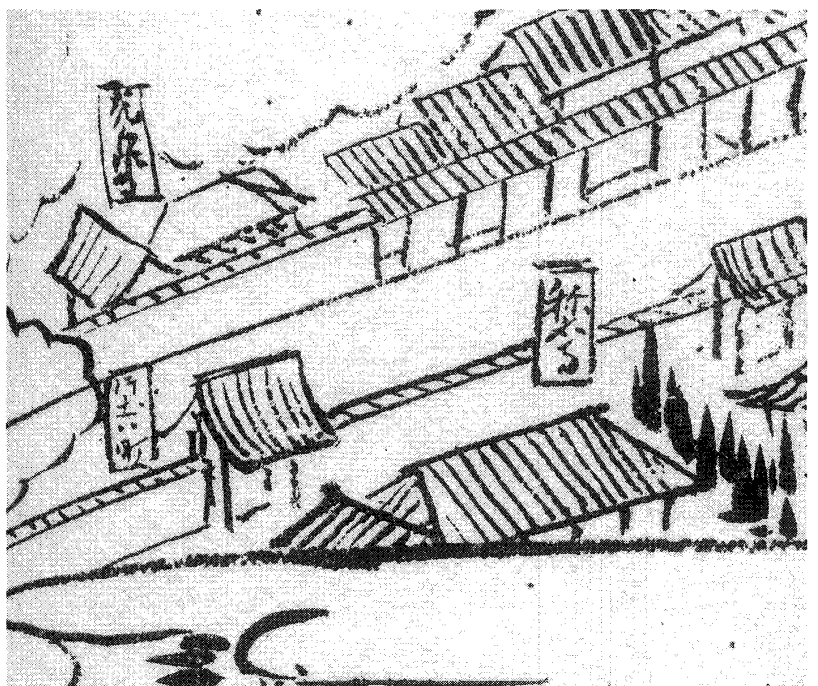
土居町は大水道の内側に、大水道に接して存在している。土居町のこのような在り方から土居町の由来である土居、土塁は大水道と一体の施設である。

しかし、どうしてここに室町時代以前から土居町のルーツである土居という地名があるのであろうか。博多湾岸に波除けの土手が築かれていることはない。博多湾岸を描いている聖福寺之絵図に波除けの土手など描かれてはいない。海岸は自然の砂浜である。言い伝えられているように土居町の土居は波除けの土居が築かれていたことに由来するということはない。貝原益軒の筑前国続風土記も、青柳種信の筑前国続風土記拾遺も土居町の地名の由来についてはなにも触れていない。このような土居町の名称が何故に博多の中に存在しているのか、博多の研究者や中世史の研究者もだれも触れていない。

土居と同じものに土手がある。福岡市で町名整理が行われる以前、現在の大名に土手町があった。黒田氏が城下町の防御のために中堀に面して土手を築いていたので、その土手に由来して土手町という地名があったのである。同じく那珂川に沿った橋口町から北側、川下に須崎土手町があった。橋口町には城下町の防御のために石垣で囲まれた升形門があり、その両側の那珂川に沿った福岡側は高い石垣と土手が築かれていた。その土手に由来して須崎土手町という地名があったのである。防御のために構築されて土手に由来して土手町という地名が残っているのである。つまり、城下町の防御のために土手が築かれていたためにそれに因んだ土手町という地名があったのである。

土手と同じような土居町に関連しているであろう土居でもっとも有名なものは、豊臣秀吉が京都の防衛のために京都の周りに築いた御土居であろう。豊臣秀吉は京都の防衛のために外側に掘をともなった土居を京都の周りに築いた。このために御土居に因んだ土居という地名もある。

博多の土居町の由来であろう土居も、近世の福岡の土手や豊臣秀吉が築いた京都の御土居という防御のための土塁に由来していると考えるのが当然であろうと思われる。筑前名所図会は町名を短冊で表示しているが、土居町の町名表示の短冊には「御土い町」と土居町に「御」という敬称を付けている。筑前名所図会はたまたま、土居町に「御」という敬称を付けてしまったのであろうか。奥村玉蘭は当時の博多の歴史学者ともいべき人物でもあり、博多の歴史に精通している人物である。そのような奥村



土居町を、光泉寺と称名寺の間に「御土い町」と表記している筑前名所図会

玉蘭が町名を間違えるようなことをするはずはないとしていいであろう。そうであるとすれば、土居町は御土居町とも呼ばれていたということである。御土居町という地名は明らかに豊臣秀吉が京都の防衛に築いた御土居を連想させる。博多の海岸に波よけとして築かれた単なる土手に「御」という敬称を付けることはありえない。従って、このことから土居町の地名は博多の海岸に波よけとして築かれた土手に由来する地名でないことは明らかである。土塁の名称に敬称の御を付けて御土居と称していることは、土塁を築いた主体に敬意を表して御土居と称しているか、土塁自体に敬意を表して御土居と称しているかのどちらかである。京都の御土居は前者に由来しているが、博多の御土居は築造者と御土居両方への敬意に由来しているのではなかろうか。

土居町という地名は先にみたように大水道が南から北へ通っているところではその西側に、東から西へ通っているところではその南側の位置にあり、大水道を挟んで海と反対側にある。つまり、土居町は大水道の内側、博多側にあるのである。このような大水道と土居町のあり方は、大水道と呼ばれた元寇防塁の後ろに第二防衛線として構築されていた堀は、その後ろに土塁、つまり、土居を備えている構造として築かれていたことを物語っている。

大水道は博多の最も先端部の位置にある。ちょうど博多部の陸地が沖の浜との境に向かって傾斜して下がって行く坂の先端の下部の位置にある。この位置から海と反対の聖福寺の方を臨むと、目の前は高さ二メートル以上の崖となっているような地形となっており、海岸に構築された元寇防塁を突破して博多に攻め込んでくる部隊を迎え撃つには最も効果的な位置にあるのである。そしてその後ろには尚、高さ数メートルに及ぶ土塁が構築されていたのである。蒙古軍は実際には弘安の役の時、博多湾岸に構築された高さ三メートルの元寇防塁さえも突破することは出来なかった。博多部の台地の先端に、大水道という堀とその後ろに構築された土塁は元寇防塁以上に堅固な構築物である。軍事的には非常に効果的な構築物であったことが想像される。

福島県伊達郡国見町に阿津賀志山防塁と称する二重の堀とその後ろに土塁を伴う国指定史跡がある。源頼朝の奥州攻略に対して藤原氏が構築した防衛線である。幅十五メートル、深さ三メートル、長さ三・二キロメートルに及び二重の堀とその後ろに土塁が構築された防衛線である。一一八九年、ここで源頼朝軍と藤原国衡軍との激戦が行われた。鎌倉時代の初めに既に地方豪族によって、このような軍事的施設が構築されているのであり、鎌倉幕府・鎮西探題も防衛のために前面に堀、その後ろに土塁を構築した防衛施設を構築することは当然、念頭に置いていたはずである。このように考えると、鎌倉幕府・鎮西探題が博多の防衛のために、海岸に元寇防塁を構築し、その後ろに堀と土塁を伴った第二防衛線を構築していたことは当然のことである。

(三) 大水道と土塁を構築した技術

鎌倉幕府・鎮西探題は堀と土塁を伴った長大なこのような施設を構築する技術、能力が実際にあったであろうか。また、博多でこのような施設の構築に携わったのはだれであろうか。それらのことについて少し見てみよう。土塁の構築と同じような工事に河川の堤防工事がある。その河川の堤防工事、つまり、築堤については、既に原田信男氏や加藤裕美子氏が下総国下河辺庄の築堤について研究されているので、それらの研究を参考にしながら見てみよう。⁽¹³⁾

吾妻鏡の建長五年（一二五三）八月二十九日に次のような記述がある。

廿九日乙亥、下総国下河邊庄堤可築固之由有沙汰、被定奉行人、所謂清久彌次郎保行、鎌田三郎入道西佛、對馬左衛門尉仲康、宗兵衛尉爲康等也、

鎌倉幕府は下総国下河邊庄において、奉行人を定めて、「堤可築固」と、堤を築く工事を行わせていることが吾妻鏡に記されている。奉行人として記されている人物はいずれも御家人である。ここで築かれた堤がどのような堤であるかといえば、下河邊庄を流れている川は現在の利根川である常陸川水系や古利根川である。従って、日本最大の大河の流域である。鎌倉幕府はこのような大河の洪水を防ぐために堤を築く工事を行わせている。日本最大の大河の洪水を防ぐための工事であるから、鎌倉幕府が築かせた堤は当然大規模であったはずである。鎌倉幕府は御家人達を奉行として大規模な堤の築造を行わせているが、堤の築造する技術は土塁の築造技術に他ならない。つまり、鎌倉幕府や御家人は大規模な土塁を築く工事を行っており、そ

の技術を持っていたことを物語っている。

更に、吾妻鏡の寛喜四年（一二三二）二月二十六日に次のような記述がある。

廿六日丁丑、武蔵國樽沼堤大破之間、可修固之由、可被仰便宜地地頭之旨被定、左近入道々然、石原源八経景等爲奉行下向、彼國諸人領内百姓不漏一人可催具、在家別俵二可充之者、自三月五日始之、自身行向其所、可致沙汰之旨、含命云々、

鎌倉幕府は武蔵國の樽沼の堤が大破したので、それを修理するように近隣の地頭達に命じ、その奉行として御家人の左近入道々然、石原源八に現地に向かうように命じている。樽沼の堤は入間川支流の越辺川に築かれた堤であるという。⁽¹⁴⁾ 越辺川は現在、荒川水系の一級河川であり、かなりの大河である。従って、越辺川の堤の修築はかなりの大工事であったことが想定される。ついでに見てみるとこの史料では、堤の修理には越辺川がある武蔵國中の百姓が動員され、武蔵國の一国平均の役となっている。百姓は一戸に俵二枚を負担させられている。いずれにしろ、鎌倉幕府は越辺川の堤が大破したので、近隣の地頭達に堤の修理、つまり、堤の築造を命じ、奉行人を派遣している。これも鎌倉幕府や御家人が大規模な堤の築造、つまり、大規模な土塁の築造をしている例であり、その技術を持っていたことを物語っている。

吾妻鏡の以上のような記述の例から、鎌倉幕府や御家人は土塁の築造について、かなりの土木工事の実績と技術をもっていたことがお分かりいただけるであろう。

次の史料を見てみよう。

去比委細禪札恐悦候、彼御状則入見參候畢、抑赤岩樋事、令成進御教書候、可令付堤奉行人給候也、他事月迫候之間、令省略候畢、恐々謹言、

閏十二月十二日 掃部助兼雄（花押）

謹上 明忍御房⁽¹⁵⁾

金沢貞顕の右筆である倉栖兼雄が称名寺の長老劔阿に送った書状である。金沢貞顕は名実ともに初代の鎮西探題となった北条実政の兄顕時の子であり、北条実政にとっては甥になり、十五代執権となったり、北条高時を輔けて活躍した人物である。その金沢貞顕の右筆の倉栖兼雄が「赤岩樋」のことで、「堤奉行人」に指示をしたことを称名寺の長老劔阿に報告している書状である。赤岩は先に見た吾妻鏡の史料にも出てきた下河辺庄の地名である。下河辺庄は称名寺の荘園であり、金沢氏が荘園の経営にあっていた。

樋は水路、灌漑用の水路である。つまり、赤岩樋とは、称名寺の所領である下河辺庄の赤岩の水路のことである。下河辺庄の赤岩の水路が破損したか何かの不都合が生じたので、称名寺が金沢貞顕にその修理を指示し、指示を受けた金沢貞顕は、堤奉行人に赤岩樋の修理を命じたことを倉栖兼雄を通じて称名寺に報告している。このことから明らかにすることが出来るのは、金沢氏の下には堤奉行人という職制があり、堤奉行人は水路の修理、構築を担当していたということである。金沢氏の下に堤奉行人はその名称から、ここで指示されている水路の修理、構築だけでなく、堤の築造、つまり、土塁の構築を行っていたことはいうまでも無い。金沢氏が経営する下河辺庄は日本最大の利根川、古利根川等の流域にある。従って、金沢氏は、下河辺庄の経営にあたっては大規模な築堤や掘割を構築する等治水事業を行っていたことは当然のことである。そのために金沢氏は自らの組織に堤奉行人という職制を置いていたのである。堤奉行人は水路や土塁の構築に専門的な土木技術を持っていた専門家であろう。また、堤奉行人だけでなく、下河辺庄の経営にあっていた金沢氏もその経験等から水路や土塁の構築に通じた専門的な技術を持っていたことはいうまでもないであろう。現在、下河辺庄で確認されている鎌倉時代に構築されている人工の土塁は高さ七・二メートル、基部の幅二十六メートル、天部の幅七・二メートル、長さは確認されているだけでも六キロメートルに及ぶという。推定では一〇キロメートルから二十キロメートルにも及ぶという。⁽¹⁶⁾ このような人工の土塁が金沢氏等によって構築されていたのである。博多湾岸に構築された元寇防塁よりもはるかに巨大な堤・土塁であったようである。元寇防塁はたまたまに築造されたのではない。当時のこのような土木技術をもとに築造されている。

以上のような鎌倉幕府、御家人、金沢氏の水路や堤・土塁の築造の例を見てみると、大水道と土塁の長さは八百メートル程度であり、鎌倉幕府・鎮西探題や御家人の土木技術で構築することは十分可能であったことがお分かりいただけるであろう。

また、先に房州堀について見てみたが、房州堀と呼ばれた堀は鎌倉幕府・鎮西探題が構築したとのみ指摘し、鎌倉幕府・鎮西探題が長さ八百メートルの房州堀と呼ばれた堀を構築するような土木技術をもっていたかどうかについては触れなかったが、これについても同様であり、鎌倉幕府・鎮西探題、御家人は房州堀と

呼ばれた堀を構築する土木技術を十分持っていた。また、房州堀には大水道にともなうような土居町という地名はない。しかし、房州堀が博多の南側を守るための施設であり、同時期の構築であることからすれば、当然、土塁をともなっていたと考えるべきであろう。初めに見たように、貝原益軒は筑前国続風土記に於いて、房州堀の土堤は十八世紀の初めまで現存していた、と記している。このような房州堀の土塁が鎌倉時代に遡って構築されていたことは当然であろう。

ところで鎮西探題の北条実政、政顕は先に見た金沢氏の出である。名実ともに初代の鎮西探題であった北条実政の探題就任について、川添昭二氏は、「兼時の段階でみられた強い臨戦性が、実政以降薄れたことにある。だから実政以降は、訴訟処理が中心になる。」⁽¹⁷⁾と、捉えられている。しかし、以上に見てきたように、北条実政、政顕の出の母体である金沢氏流は下河辺荘の経営にあたっていたことから、築堤、用水開鑿等の土木技術に長じていた家柄であり、従って、北条実政、政顕もこうした築堤、用水開鑿等の土木技術や、それらについての知識を備えていたことを窺わせる。北条実政が鎮西探題に就任した背景には、北条実政の武力だけでなく、用水路と同じ構造の大水道、築堤と同じ構造である大水道の後ろの土塁構築、更には元寇防塁、房州堀をはじめとした博多の都市の防備体制の整備や、城郭化の整備に金沢氏の土木技術を活用するためであったと考えることができないであろうか。臨戦態勢をとることは単に甲冑を身にまとい、弓矢、太刀をたばさむことだけではない。博多を攻撃から守るために堀、土塁等の防備施設を十分に構築して備えることも臨戦態勢である。博多の防備施設である堀、土塁を構築することも臨戦体制を整えることである。鎌倉幕府が簡単に蒙古の襲来に対する臨戦体制を解いたとは考えられない。北条実政の鎮西探題就任をこのように捉えると、川添昭二氏が論じられているように、北条実政の鎮西探題就任は、兼時の段階でみられた強い臨戦性が、実政以降薄れて、訴訟が中心になってしまったとする指摘は中（あた）っていないことがお分かり戴けるであろう。それはあくまでも行政官としての面が現れているだけである。また、鎌倉や六波羅で繰り返されている北条氏の対立、抗争は武家政権のあり方を如実に示しており、こうした北条氏のあり方からも北条実政が臨戦態勢をおろそかにしたとは考えられない。

(四) 大水道と土塁の工事を担当した筑前国御家人

大水道やその後ろの土塁を構築する土木工事は誰が行ったのであろうか。次の「乱杭」について記している①、②、③の三つの史料を見てみよう。

- ①肥前国要害所石築地乱杭切立破損事、任本役、來七月中加修固、可被申覆勘候、仍執達如件、
永仁五年六月廿二日 右衛門尉爲尚（花押影）
（四郎高家）
青方太郎入道殿⁽¹⁸⁾

史料①は肥前国の守護代の平岡右衛門尉爲尚が、肥前国の異国警固番役分担場所の石築地、「乱杭」、切立の破損について「修理」を行うよう、肥前国の御家人青方氏に命じた史料である。この史料から、肥前国の異国警固番役分担場所の、「乱杭」等が破損している場合、肥前国守護がその修理を肥前国御家人に命じ、その「修理」は、肥前国の御家人がそれを負担している。つまり、石築地、「乱杭」等の「修理」は異国警固番役分担場所の守護の管理であり、その国の御家人がその修理を行うことになっていることが分かる。次の史料を見てみよう。

- ②有其隠候、次乱杭修理事、就今□□始承候、請取且急役所、可終其功、□□
『来月十日以前、可令終其功□□□□
『豊後国守護代殿⁽¹⁹⁾

この②の史料の意味について確認する前に簡単にこの史料について見ておく。この史料は大分県杵築市の生桑寺の大般若経の修理の裏打紙に使用されていた史料である。従って、多数の断簡となっている。大分県史料（25）には八十五通が収められているが、これらの八十五通は紙質、筆跡等から同一文書と判断できる断簡は同一文書として掲載されている。この史料は、乱杭を修理すべく命じた部分の「有其隠候、次乱杭修理事、就今□□始承候、請取且急役所、可終其功□□、」と「来月十日以前、可令終其功給」の二通と、宛所の「豊後国守護代」との、合わせて三通の断簡であるが、これらの三通を同一文書と推定されて同じ箇所に掲載されているので、それをそのまま引用している。しかし、史料の「有其隠候、次乱杭修理事、就今□

□始承候、請取且急役所、可終其功□□、」と「来月十日以前、可令終其功給」の内容は、直接、乱杭の修理を指示していることと、修理の期日を指示している内容となっていることから、この二つの断簡は、豊後国守護代に宛てたのではなく、豊後国御家人の八坂氏に宛てた書下としたほうが妥当ではないだろうか。

前置きが長くなったが、この②の史料は、豊後国の守護が、「乱杭」の「修理」について、その修理すべき場所の指示を受けて直ちにその場所に赴き、その「修理」を来月十日以前に終えるよう豊後国の御家人に命じた史料である。この史料の「乱杭」を「修理」する場所は豊後国の異国警固番役分担場所である香椎前浜である。香椎前浜で乱杭を打つ場所は多々良川の川口しかないから、具体的には多々良川の川口の「乱杭」である。史料の宛名は欠けているが、豊後国御家人の八坂氏である。つまり、豊後国守護が、豊後国の異国警固番役の分担場所である香椎前浜の多々良川の川口の「乱杭」の「修理」を、豊後国の御家人八坂氏に命じている史料である。この史料からも先に見た①の肥前国の「乱杭」の「修理」と同様に、「乱杭」の「修理」は異国警固番役分担場所の守護が管理し、守護の命によって、その国の御家人が修理を行うことになっていることが分かるであろう。

次の史料を見てみよう。

③ 長一丈、口四寸、

異国警固構多々良潟、乱杭六本致用意、来月廿日以前請取彼地、可被打候、仍執達如件

弘安十年三月廿九日

浄恵（花押）⁽²⁰⁾

宛名を欠くが、筑前国御家人中村弥二郎統に宛てた少貳経資の書下である。筑前国守護の少貳経資が、「異国警固構多々良潟」と異国警固のため多々良潟の構築工事として、筑前国御家人中村弥二郎統に、長さ一丈、口径四寸の乱杭六本を準備し、弘安十年四月二十日以前に、「請取彼地」と割り振られて指定された多々良潟の乱杭を打つ場所を受け取って、「可被打候」とそこに乱杭を打つ工事を終了しろ、ということをも命じた書下である。多々良潟に於いて筑前国守護が筑前国の御家人に命じている工事である。

多々良潟は香椎前浜の中の多々良川の川口であり、香椎前浜の異国警固番役の分担は豊後国である。従って、先の①、②の二つの史料の例からすれば、多々良潟の乱杭工事は当然、豊後国の御家人が担当しなければならない工事と考えられるであろう。例えば、福岡市教育委員会が元寇防塁の発掘を行った時、発掘を担当した柳田純孝氏は「中村氏は怡土荘(福岡市の西部および糸島郡)の御家人である。筑前国の分担が博多だったのに、中村氏がなぜ豊後国の分担であった多々良川の負担を命じられたのか、理由はわからない。」と、記されている。⁽²¹⁾ また、相田二郎氏はこの史料について、「この乱杭の打込みも当然石築地の修造と関連した工事と見るべきであろう。」と述べられている。⁽²²⁾ 相田二郎氏が修造という言葉をもどどのような意味で使われているか不明であるが、修造という言葉は修理という意味で使われているとしたら、同氏もこの史料の乱杭の打込みは元寇防塁の修理と同じような工事であると捉えられていることになり、柳田純孝氏と同じような捉え方になる。以上のようにこの史料については、現在、大方(おおかた)は柳田純孝氏が受け止められたと同じように考えている。これら①、②、③の三つの史料はいずれも「乱杭」についての史料である。一見すると同じことを記しているかのように見える。そのために柳田純孝氏のような誤解をしてしまうのである。

しかし、これら三つの史料をよく見てみよう。三つの史料はどれも同じことを記しているのではない。今まで見てきたのは、①と②の二つの史料は「乱杭」の「修理」を命じた史料である。それに対して、③の史料は多々良浜に「乱杭」を打つ工事を行うよう命じた史料である。②と③の史料は同じ多々良川の「乱杭」についての史料であるが、②は多々良川の「乱杭」の修理を行うことを命じた史料であり、③は修理ではなく、「乱杭」を設置するという工事を命じられている史料である。「乱杭」を修理するということと、「乱杭」を多々良川に設置する工事を行うということは全く区別して行わせているのである。「乱杭」の場所だけに目を向けて史料を見ていると先の柳田純孝氏のような見方をして誤解をしてしまうであろう。

これら①、②、③の三つの史料が明らかにしてくれることは、乱杭や防塁の修理は、異国警固番役を分担する国の地区ごとに、その国の守護の命令によって、その国の御家人が担当していた、ということである。そして、異国警固に必要な乱杭を新設するような工事、つまり、異国警固の構、構築のための工事は異国警固番役の分担とは別に行われていたということである。それでは異国警固の構え、構築のための工事はどのように行われていたのだろうか。少し具体的に見てみよう。

筑前国御家人の中村弥二郎統は筑前国守護少貳経資から、異国警固の構として多々良川の川口の割り振られて指定された場所である「彼地」に乱杭六本を打つ工事をするよう命じられた。中村弥二郎統が多々良川

の川口で少貳経資から乱杭を打つ場所を割り振って指定されたということは、少貳経資が、中村弥二郎続の分担した場所を含めて、多々良川の川口の全体の乱杭工事について、だれが、どこを工事するか、分担する場所を割り振っていたということである。蛇足ながら、多々良川の川口に乱杭をどのように配置するかも少貳経資が決定していたのであろう。また、少貳経資という筑前国守護が管轄して乱杭を打つ工事が行われているということは、当然、工事を担当しているのは筑前国守護の管轄下にある筑前国御家人であるということである。つまり、筑前国守護少貳経資の管轄下に中村弥二郎以下筑前国の御家人が多々良川の川口に乱杭を打つ工事を割り振られて行うという「異国警固構」の工事を行っていたのである。

以上のことから「異国警固構」のような土木工事は筑前国守護の管轄の下に筑前国御家人が分担して行っていたことが分かる。博多の市中の大水道とその後ろの土塁は、中村弥二郎続等筑前国御家人が多々良川の川口で行った異国警固の構と同じような土木工事である。従って、大水道とその後ろの土塁を構築する工事も筑前国御家人達が割り振られて分担しながら行った工事である。

また、先に房州堀について見てみたが、筑前国続風土記は房州堀について、「其土堤今もあり」と記しているように土塁を伴っている。大水道に伴う土塁が大水道と一体として構築されていることから、房州堀に伴う土塁も房州堀と一体として構築されたものであろう。また、房州堀に伴う土塁も、土塁としての機能から大水道と同じように房州堀の内側に築かれていたことは謂うまでもないことである。つまり、房州堀は内側に土塁を伴っているがこれは大水道とは同じ形の構造となっている。両者が鎌倉幕府・鎮西探題による構築であることは今までに証明してきたが、同じ構造であることも、房州堀も大水道と同じ時期に構築されていることを物語る。そして更に、房州堀とその土塁を構築する工事と大水道とその後ろの土塁の構築とは同じ時期の工事であることから、房州堀とその土塁の工事も、大水道とその土塁の構築と同様に筑前国守護の指揮の下に筑前国御家人達が「異国警固構」の工事として、割り振られて分担しながら行った工事であったと判断することが出来るであろう。

大水道は博多部が海に向かって広がりながら沖浜の手前で一端落ち込む最先端部の崖となっている地形の真下という軍事的に最も効果的な地形の位置に構築され、また、その構造は土居町という地名があることから、堀だけでなくその後ろに土塁を伴う構造となっていたことを明らかにしてくれた。海側から大水道があった場所を挟んで聖福寺の方を臨むと、目の前は現在でも場所によっては二メートル以上の段差となっているような地形であり、更にその後ろには土塁が構えられていたのであり、大水道とその後ろに築かれた土塁は海岸に構築されていた元寇防塁を越える軍事施設であったことを偲ばせる。鎌倉幕府・鎮西探題は、元寇防塁の構築だけでなく、その後ろに大水道と土塁、更にその前には乱杭と逆茂木を構え、また、南側にも房州堀と土塁を構築し、幾重にも防衛線を構築していた。鎌倉幕府・鎮西探題が博多の防衛に如何に意を尽くしていたかを思い及ばせるであろう。現在の中世史の研究者、博多の研究者が、鎌倉幕府が元寇に際し、博多湾岸に元寇防塁を構築したことをもって、鎌倉幕府の元寇対策をこと足りているとしてしまっ、それ以上に研究を深めえていないのは鎌倉幕府、鎮西探題の博多の防衛に対する思いに比べて、そのようなことを一片すら思い浮かべない安易な思考しか為し得ていないことである。歴史上の事実とそれに届き得ていない現在の博多の研究の落差に愕然とするしかない。

中世の博多がどのような都市であったか博多の都市の復原図がいくつか作成されている。福岡市博物館が開館一周年を記念して「堺と博多 展」を催したが、その時、出版された図録に天文十五年頃の博多の図が掲載されているが、その図には大水道は描かれていない。また、大庭康時氏、宮本雅明氏が作成された博多の復原図があるが、これらの復原図にも大水道は描かれていない。大水道が何かおわかりにならなかったであろう。

元寇防塁は我が国の貴重な歴史遺産として、現在、ほとんどが国指定史跡となっている。大水道は元寇防塁に劣らぬ貴重な歴史遺産である。そのような大水道を江戸時代の下水道であると誤ってしまい、破壊してしまったのは偏に博多の研究者、中世史の研究者の責任である。

注

- (1) 佐伯弘次 東アジアの国際都市 博多 平凡社 一七六頁
- (2) 博多68 — 下川端地区市街地再開発事業に伴う博多遺跡群第96次調査の概要 — 福岡市文化財調査報告書第
六〇五集
- (3) 平成八年三月二十九日 西日本新聞夕刊
- (4) 小田部博美 博多風土記 海鳥社 三七〇頁
- (5) 井上精三 福岡町名散歩 葦書房 六七頁
- (6) 角川日本地名大辞典40 福岡県 角川書店 九一六頁
- (7) 日本歴史地名大系41 福岡県の地名 土居町、片土居町 五四一頁～五四三頁
- (8) 山口県史 史料編 中世一
- (9) 大宰府・太宰府天満宮史料 卷十二 五二六頁～五二八頁
- (10) 筑前国続風土記拾遺 博多寺院 片土居町称名寺
- (11) 角川日本地名大辞典40 福岡県の地名 角川書店 九一五頁
- (12) 日本歴史地名大系41 福岡県の地名 平凡社 五四一頁
- (13) 原田信男 中世村落の景観と生活 — 関東平野東部を中心として — 思文出版
加藤裕美子 下総国下河辺荘における築堤 — 万福寺百姓等申状を中心に — 鎌倉遺文研究 第十七号
- (14) 加藤裕美子 下総国下河辺荘における築堤 — 万福寺百姓等申状を中心に — 鎌倉遺文研究 第十七号
- (15) 鎌倉遺文 二二四四四
- (16) 原田信男 中世村落の景観と生活 — 関東平野東部を中心として — 思文閣出版 二二九頁～二四一頁
- (17) 川添昭二 九州の中世社会 海鳥社 一五六頁
- (18) 鎌倉遺文 一九三九九
- (19) 大分県史料 (25) 生桑寺大般若経裏打紙文書 一三三頁
- (20) 鎌倉遺文 一六二二四
- (21) 博多学4 甦る中世の博多 元寇防塁 朝日新聞福岡本部編 葦書房 九四頁
- (22) 相田二郎 蒙古襲来の研究 吉川弘文館 一八四頁